

フォークリフト運転技能講習

31時間コース（令和8年12月実施分）のご案内



岩手労働局長登録教習機関第28-13号（登録有効期限：令和8年12月5日）

職業訓練法人 釜石職業訓練協会

〒026-0001 岩手県釜石市大字平田第3地割75番地1

TEL 0193-26-7000/FAX 0193-26-6955



<http://www.kamaishi-vts.ac.jp/>

（受講申込書等はホームページからもダウンロードできます）

労働安全衛生法では、**最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転の業務**については、フォークリフト運転技能講習を修了した者でなければ作業操作・運転ができないことになっております。

当協会では、岩手労働局長の登録を受けて、当該運転技能講習を実施しますので、この機会に受講いただくようご案内申し上げます。

【根拠法令】一部抜粋

労働安全衛生法 61条-1(就業制限)

事業者は政令で定めるものについては、免許を受けた者又は技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

令第20条(就業制限に係る業務)10号より「最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転の業務」

1 開催日時・場所及び定員

日時	場所	定員
1日目 令和8年12月1日(火) 9:00~17:55 (学科)	(職) 釜石職業訓練協会 釜石市大字平田第3地割75番地 1	20名
2~4日目 令和8年12月2日(水) 7:30~17:00 (実技)		
~令和8年12月4日(金)		

※ 講習初日の受付開始時間は、8:30となりますので、予めご了承ください。

※ 学科試験 令和8年12月1日(火) 実技試験 令和8年12月4日(金)

2 受講料及びテキスト代(税込)

	受講料	テキスト代	合計
31時間受講者	33,000円	1,375円	34,375円

※ 受講料は、岩手労働局長に届出をした金額となっております。

3 受講資格と必要な添付書類

31時間受講者：受講資格	必要な添付書類
大型特殊自動車、又は大型、中型、準中型、普通自動車運転免許(自動車第二種免許を含む)を有する者	自動車運転免許証の写し

※ 必要な添付書類不足があると、この技能講習の申込ができなくなりますのでご注意ください。

※ 免除対象者は、講習初日に該当する資格証の原本を提示していただきます。

なお、講習会当日に原本の確認ができない場合は、技能講習の受講ができなくなりますのでご注意下さい。

4 講習内容

講習区分	科目	時 間 数
学科	荷役に関する装置の構造及び取扱の方法に関する知識	4
	運転に必要な力学に関する知識	2
	関係法令	1
	学科試験	—
実技	走行の操作	20
	荷役の操作	4
	実技試験	—
合計		31

※ 31時間コースとは「走行に関する装置の構造及び取扱の方法に関する知識（4時間）」が科目免除となったコースです。

5 お申込方法

- ① はじめに、電話（0193-26-7000）にて予約状況を必ず、ご確認ください。
- ② i 受講申込書（必要事項をすべて記入のこと）
 ii 撮影から6ヶ月以内の縦3.0cm×横2.4cmの写真2枚
 （上三分身、無帽、無背景、裏面に氏名と生年月日を記入）
 iii 受講資格に応じた添付書類（自動車運転免許証のコピー）
 ※裏面に記載事項がある方は裏面もコピー
 上記のi～iiiの3種類について、郵送又は持参で当協会に提出してください。
- ③ 申込者が少ない場合、中止させて頂くことがあります。
 i 申込締切日時〔令和8年11月17日（火）17:00〕の翌営業日以後、当協会より技能講習の開催・中止の連絡をします。
- ④ 開催の連絡がありましたら受講料及びテキスト代を納付して下さい。
 i 納付期限〔令和8年11月24日（火）〕までに、当協会に現金を持参・現金書留での郵送・指定の口座へ振り込みのいずれかでご納付願います。
 ◆指定口座（振込手数料は申込者でご負担願います）
 〔北日本銀行 小佐野支店（普通）7031947 職業訓練法人 釜石職業訓練協会 会長 青木正紀〕
- ⑤ 当協会の責めに帰すべき理由以外による、納付後の受講料の返却はいたしません。

6 その他注意事項

- ① 欠席、遅刻、早退、欠課等をした方は、学科試験及び実技試験の受験ができなくなり、修了証も交付されません。
- ② 学科試験又は実技試験で不正行為を行った場合、試験の合格を取り消すと同時に、以後、当協会が実施する技能講習のすべてについて受講ができなくなります。
- ③ 技能講習の全講習時間に出席し、かつ、学科試験及び実技試験の両方に合格した方には労働安全衛生法に基づく技能講習修了証を交付いたします。
- ④ 受講資格に自動車運転免許の取得者であることが含まれている方は、技能講習の期間中に免許停止等の行政処分を受けると受講資格を失いますので、ご注意願います。
- ⑤ 受講資格に技能講習修了者であることが含まれている方のうち、満18歳未満の方は、技能講習修了証の効力が発効しておりませんで、満18歳の誕生日到来以後に開始される技能講習にお申込下さい。
- ⑥ 当講習会は、国籍に関係なく受講することができますが、講習のすべてについて、日本語で実施されるため、講師が話す専門的な用語を理解できる程度の語学力が必要となります。
- ⑦ 当協会が主催し、かつ、当協会が直接実施する各種講習会は、万が一の事故に備えて、講習会等災害補償保険に加入しております。